

科 学 研 究 費 助 成 事 業

国際先導研究  
審査の手引

令和4年(2022)年5月

独立行政法人日本学術振興会



## 科学研究費助成事業（科研費）の審査について

科学研究費助成事業（科研費）は、我が国の学術振興に寄与すべく、人文学、社会科学から自然科学まで全ての分野にわたり、学術研究を格段に発展させることを目的とする競争的研究費です。

学術研究は、研究者コミュニティが自ら選ぶ研究者が、科学者としての良心に基づき、個々の研究の学術的価値を相互に評価・審査し合うピアレビュー（Peer Review）のシステムにより発展してきました。

科研費に関わる審査は、こうしたシステムの一翼を担う重要な要素です。そして、科研費の審査委員は、学術の振興のために名誉と責任あるピアレビューアーの役割を任されています。研究者同士が「建設的相互批判の精神」にのっとり行う科研費の審査は、学術研究の将来を左右すると言っても過言ではありません。このため、次の点に留意することとしています。

審査は応募者の研究を尊重することが前提です。審査委員は、応募者の研究計画が自身の専門分野に近いかどうかにはかかわらず、応募者がどのような研究を行おうとしているのかを理解し、その意義を評価・審査することとしています。また、科研費の審査は研究課題の審査ですので、研究計画調書の内容に基づいて研究計画の長所（強い点）と短所（弱い点）を見極めて評価するとともに、審査意見ではそれらを具体的に指摘することとしています。

一方で、応募者は、自ら設定した課題の背景や経緯、国内外での位置づけ、新規性、独自性、創造性や具体的な研究計画が審査委員に分かるように研究計画調書に記載することが求められています。

審査委員と応募者がこのような姿勢で審査に臨むことにより、ピアレビューによる科研費の審査が健全に機能します。

科研費の審査委員としての経験は、学術的視野を更に広げる貴重な機会でもあります。そして、学術コミュニティ全体が「建設的相互批判の精神」にのっとり審査を積み重ねることで、日本の学術水準の向上につながることを期待されます。



## は し が き

本手引は、科研費のうち「国際先導研究」の審査を担当される審査委員のために作成しています。〔参考3 研究者が遵守すべき行動規範について〕を参考にするとともに、本手引の全ての留意点等について配慮して審査してください。

※本研究種目は令和3(2021)年度補正予算により公募するものですが、電子申請システム上の表記等は交付時期に合わせて令和4(2022)年度としていますのでご注意ください。

### (重要) 審査関係資料の取扱いについてのお願い

- ・審査資料は、他人の目につかない場所に厳重に保管するとともに、盗難や紛失のおそれがないよう、極力居室等の外に持ち出さないようにするとともに、やむを得ず携行する際は取扱いに十分注意してください。
- ・審査資料をコピー又はプリントアウトした場合は、審査資料同様に十分注意して取扱い、審査終了後は裁断又は溶解により処分してください。
- ・電子審査システムのIDやパスワードは、第三者の目に触れることのないように厳重に保管してください。
- ・パソコン等の使用に当たっては、ウイルス対策ソフトを導入し、使用する前に最新の状態であることを確認するなど、審査資料の漏洩に注意してください。
- ・審査資料をパソコン等にダウンロードした場合は、転送や複製を行わないようにしてください。USBメモリー等の記録媒体や外部機器への複製等も行わないでください。また、審査終了後は電子ファイルを必ず削除してください。

## 目 次

1	審査における基本的事項	1
2	国際先導研究の審査	
2-1	国際先導研究の審査について	3
2-2	事前の選考及び書面審査について	7
2-3	合議審査について	12
3	審査終了後における審査関係資料の取扱いについて	14

## [参 考]

1	国際共同研究加速基金（国際先導研究）の審査における評価基準等 .....	17
2	科学研究費助成事業における審査及び評価に関する 規程（抄）.....	21
3	研究者が遵守すべき行動規範について.....	29
4	国際先導研究 よくある質問とその回答（FAQ）.....	31

# 1 審査における基本的事項

科研費の審査を行う際の基本的事項として、以下の点を必ず確認してください。

## (1) 審査の基本：ピアレビュー

学術研究は、その評価・審査を、研究者コミュニティにおいて行う「ピアレビュー」により発展してきました。科研費の審査も、このピアレビューにより行われます。科研費の審査委員は、既に科研費の獲得等を通して学術研究の在り方についての見識を持ったピアレビューアーとしてふさわしい方々が選定されています。審査に当たっては科学者としての良心に基づき、学術的価値を公正に判断することが求められます。本冊子の冒頭に掲載の「科学研究費助成事業（科研費）の審査について」も一読の上、ピアレビューの意義を十分に理解してください。

### ＜ピアレビューにおける研究者の責務＞

研究者にとって、自らが優れた研究成果を創出することと並んで、論文の査読や研究計画の評価・審査などの機会に、審査委員として他者の研究や研究計画に対して建設的な批評を加えたり、公正な評価・審査を行ったりすることを通じて学術の発展に貢献することもまた非常に重要な活動です。科研費によって研究を行った研究者は、求められれば科研費の審査に携わる、というのがピアレビューによる科研費審査制度を成り立たせる基本条件です。

ピアレビューにおいて審査委員を務める研究者は、自ら研究を行う立場と他の研究者の研究計画を評価・審査する立場の両方に関わるため、それらの立場により多かれ少なかれ緊張関係の状態に置かれることになります。そのことを十分に自覚し、公正な審査を行うことが求められます。

## (2) 審査に当たっての姿勢、研究計画調書に基づく審査

科研費の審査は、研究課題の学術的価値に基づいて、各審査委員の見識と責任で行うものです。応募者は自らの自由な発想に基づいて研究課題を設定しており、審査委員には応募者の研究を尊重することが求められています。応募者がどのような研究を行おうとしているかを研究計画調書に沿って理解し、各応募研究課題の長所（強い点）と短所（弱い点）を見極めた上で、その研究課題の意義を評価してください。その際、研究計画調書の内容を確認するために他の情報を参照することは差し支えありませんが、研究計画調書に記載のない情報のみに基づいて評価しないでください。

また、応募者は自らの応募研究課題の内容に基づき、自由に審査区分を選択しています。審査委員から見て審査区分の選択が不適切と思われる場合であっても、それだけを理由に評価を下げてはいけません。

さらに、各審査委員はそれぞれの専門分野の代表ではなく、一人の研究者として審査に参画していることに留意してください。科研費は国費を原資とした公的研究費であり、その審査に当たっては特段の公正性が求められることにも留意し、公正な審査に努めてください。

## (3) 守秘義務と研究者倫理の遵守

科研費の審査に当たり、全ての審査委員に守秘義務が課されています。自身が審査委員であることはもちろん、研究計画調書の内容等、審査に当たって知り得た情報はいかなる形においても、他人に漏らしてはなりません。審査の参考とするための専門的知識を第三者に照会する場合には、それが科研費の審査に関係していることを伏せなければなりません。

また、書面審査で他の研究者と相談したり、又は審査委員間で連絡を取り合ったりしてはいけません。

審査の過程で知った他人のアイデアや未発表の研究結果を審査委員自身の利益のために利用することはもちろん、第三者に漏らすことも、研究者倫理及び社会的倫理に反するものです。合議の内容を漏らすようなこともあってはなりません。

また、審査委員の氏名等については、今回の応募研究課題の審査を行った全ての審査委員の任期が満了する年度（令和7（2025）年度）に日本学術振興会が公表します。それまでは非公開ですので、自身を含め審査委員の氏名は他に漏らさないでください。

#### **(4) 審査に関する利害関係の排除**

科研費の審査における公正性を確保するため、個々の研究課題の審査について、利害関係のある審査委員は評価に関わらないでください。

審査委員が応募研究課題の採否の結果により、①自ら利益を得ること、又は②第三者から、学術的評価以外の要素を考慮した審査ではないかという疑念を持たれること、がないようにしなければなりません。

このため、審査委員が、応募研究課題の研究代表者又は研究分担者（国際共同研究の実施を計画している海外共同研究者を含む）との関係において、上記①又は②に該当すると自ら判断する場合は、当該研究課題の審査を行わないでください。規程上は以下のとおりです。

##### **(利害関係者の排除)**

第8条 評価に関する利害関係の排除の取扱いについては、次のとおりとする。

一 科学研究費、特別研究員奨励費、国際共同研究加速基金の場合

(1) 評価者等自身が研究課題の研究代表者又は研究分担者である場合は、評価に加わらないこととする。

(2) 評価者等が、研究課題の研究代表者又は研究分担者(国際共同研究加速基金(国際先導研究、国際共同研究強化(A)(B)においては、研究代表者が国際共同研究の実施を計画している海外共同研究者を含む。))との関係において、次に掲げるものに該当すると自ら判断する場合は、評価に加わらないこととする。

① 親族関係もしくはそれと同等の親密な個人的関係

② 緊密な共同研究を行う関係

(例えば、共同プロジェクトの遂行、共著研究論文の執筆もしくは同一目的の研究會メンバーにおいて、緊密な関係にある者)

③ 同一研究単位での所属関係(同一研究室の研究者等)

④ 密接な師弟関係もしくは直接的な雇用関係

⑤ 研究課題の採否又は評価が評価者等の直接的な利益につながると見なされるおそれのある対立的な関係もしくは競争関係

(「科学研究費助成事業における審査及び評価に関する規程」第8条の一)

なお、次のような場合には、利害関係には当たりませんので、「利害関係」を余り広く捉えすぎることのないように注意してください。

- ・単に同じ学会・研究会に所属している場合
- ・単に同じ学部・学科、研究科・専攻に所属している場合

## 2 国際先導研究の審査

### 2-1 国際先導研究の審査について

#### 国際先導研究の概要

##### ア) 趣 旨

優れた国際共同研究に対して基金による柔軟性の高い大規模・長期間の支援を実施することによる、独創的、先駆的な研究の格段の発展を目的とする。我が国の優秀な研究者が率いる研究グループが、国際的なネットワークの中で中核的な役割を担うことにより、国際的に高い学術的価値のある研究成果の創出のみならず、当該学術分野全体の更なる国際化、研究水準の更なる高度化を目指す。

さらに、ポストドクターや大学院生が参画することにより、将来、国際的な研究コミュニティの中核を担う研究者の育成にも資するとともに、国際共同研究の基盤の中長期的な維持・発展につながることを期待する。

国際共同研究の中心的な役割を担うとともに研究者の育成を支援する研究種目であることから、研究構想の学術研究としての意義のみならず、国際共同研究としての先進性・将来性・優位性等を評価し、課題を厳選の上支援を行う。

##### イ) 対 象

以下の①及び②の両方を満たす研究計画。

※研究計画の立案に当たっては、国際共同研究の相手国の状況等を踏まえた実現可能性に十分留意してください。

- ① 「高い研究実績と国際ネットワークを有する日本側研究者」が、海外の研究機関に所属する国際的に極めて優れた研究業績を有する研究者（海外の共同研究者）と共同して行う国際共同研究であって、研究費を重点的に交付することにより、格段に優れた研究成果が期待される研究計画

※ 研究代表者は、責任著者となっている国際共著論文（2016年以降に発表したものに限り）が、被引用数 Top10%国際共著論文に該当すること等、国際的に卓越した研究成果を挙げ、発信していることを要件とする。なお、分野の特性によっては、「国際的に卓越した研究成果」として以下の点などを示すことでも構わない。

- ・ 大型国際共同研究プロジェクトの代表者（活動全体に責任を持って中心的役割を果たすスークスパーソンなど）の経験
- ・ 海外で刊行され、国際的に評価されている優れた学術書（2011年以降に発表されたものに限り）の著者

- ② 複数名の研究者（研究代表者、研究分担者）及び、当該研究者数の3倍程度のポストドクター、大学院生（博士課程）が研究協力者として参画する研究グループにより実施される研究計画

※本研究種目においては、より質の高い研究成果の創出や、将来、我が国を担い国際的な研究コミュニティの中核を担える研究者の育成にも資する観点から、研究計画の中に以下の取組を必ず盛り込むことを求める。

- ・ポストドクター、大学院生（博士課程）の海外の共同研究者のグループへの派遣・交流（2年～3年を中心とする）に係る計画
- ・ポストドクター、大学院生（博士課程）の自立に資する取組（例：ポストドクター、大学院生（博士課程）が独立した研究者からの助言を受けつつも一定の裁量と責任の下で行う研究に必要な経費の措置）

※ここでいう「ポストドクター」とは、常勤の研究職に就いていない若手研究者、例えば博士の学位取得後8年未満（育児等で研究を実施できなかった期間は除外）の方や39歳以下で博士号未取得の方を想定しています。

ウ) 応募総額 5億円以下

※応募額を最大限尊重した配分を行う（平均充足率を100%とする）予定です。

エ) 研究期間 7年

※中間評価の結果を踏まえ、最長10年間までの研究期間の延長が可能

オ) 採択予定件数 おおむね15件程度（極めて厳選されたもの）

### (1) 国際先導研究の審査の特徴

国際先導研究は、上記の趣旨・対象を踏まえた若手研究者の人材育成計画を含む、大規模・長期間の優れた国際共同研究を支援するものです。審査に当たっては単に学術的に卓越した研究というだけではなく、国際先導研究として推進することが相応しいかどうかを常に意識してください。

また、本種目では、人文社会系、理工系及び生物系の三つの小委員会で審査を行うため、審査委員自身の専門とは異なる分野の応募課題を審査する必要があります。このため審査においては、応募者が作成した研究計画調書を基に、専門的知識については応募研究課題と専門分野が近い研究者が作成する審査意見書及び海外レビューの結果も活用し、上記の趣旨・対象を念頭に大所高所に立った審査をお願いします。

### (2) 審査区分、審査方法

国際先導研究の審査は、人文社会系、理工系及び生物系の三つの審査区分（以下「審査区分」という。）ごとに設定した各小委員会で、同一の審査委員が個別に行う書面審査と合議審査の両方を実施する総合審査方式によって行われます。総合審査では、全審査委員が全ての応募研究課題について書面審査を行った上で、第1回合議審査（ヒアリング研究課題の選定）と第2回合議審査（採択候補研究課題の選定）の2回の合議審査を行い、応募研究課題ごとに議論を重ねて採否を決定します。これにより、幅広い視点から応募研究課題の学術的な意義を審査できるようにしています。

審査に当たっては、研究代表者から提案された研究課題について、国際共同研究の意義・必要性に加え、学術的独自性や創造性、研究目的の明確さ等を考慮するとともに、当該研究者の研究遂行能力や人材育成計画の適切性をも厳正に評価してください。

### (3) 審査の流れ

国際先導研究の審査は次のような流れで行われます。各審査委員は書面審査と合議審査の両方を行うことになります。



#### ※審査意見書及び海外レビューの活用

：国際先導研究の審査においては、応募研究課題ごとに専門分野に近い国内の研究機関に所属する研究者が作成する審査意見書と、海外の研究機関に所属する研究者が行う海外レビューの結果をそれぞれ最大3件用意します。書面審査以降において専門的な見地からの判断を行う場合はこれらを活用してください。

#### ① 事前の選考（応募研究課題数が少ない場合は行いません）

1 研究課題あたり3名以上の審査委員で分担し、研究計画調書（概要版）を用いて、国際先導研究の趣旨・対象に合致しているかを念頭に、書面審査を実施するのに適切な課題数に絞り込みます。

#### ② 書面審査

全ての応募研究課題について、主に英語で記載された研究計画調書を基に、審査意見書及び海外レビューの結果も活用し、研究計画の学術的価値等について個別に評価を行い、ヒアリングの可否を判断するとともに、その評価に至った理由（当該研究課題の長所・短所）を「審査意見」欄に記入します。なお、審査意見を含め、審査にお

ける使用言語は原則として日本語です。

なお、海外レビューの結果、著しく低い評価となった課題は書面審査に付しません。

### ③ 第1回合議審査（ヒアリング研究課題の選定）

書面審査において各審査委員が付したヒアリングの可否の評価結果及び審査意見を審査資料として提示しますので、これらの資料及び個々の研究計画調書を基に、審査意見書及び海外レビューの結果も活用しながら、他の審査委員との討議を重ね、ヒアリング研究課題を選定します。また、応募研究課題ごとに担当委員（主担当委員1名・副担当委員1名）を決定します。

\*第1回合議審査終了後、ヒアリング研究課題として選定されなかった応募研究課題に関して、担当委員（主担当委員及び副担当委員）が研究代表者へ開示する「審査結果の所見」を作成します。

### ④ 第2回合議審査（採択候補研究課題の選定）

ヒアリング研究課題について、第1回合議審査で用いた資料に加えて、研究代表者等が作成する「追加説明資料」を基にヒアリングを行います。

ヒアリング後は、書面審査の内容、第1回合議審査の内容及びヒアリングの内容を総合的に判断し、合議により採択候補研究課題及び補欠研究課題を選定します。

\*第2回合議審査終了後、ヒアリングを行った応募研究課題に関して、担当委員（主担当委員及び副担当委員）が研究代表者へ開示する「審査結果の所見」を作成します。

（採択課題については、研究代表者への開示に加え、「審査結果の所見の概要」を科学研究費助成事業データベース（KAKEN）等に公開します。）

### ⑤ 運営小委員会（採択研究課題の決定）

審査区分ごとに選定した採択候補研究課題及び補欠研究課題について、合議により採択研究課題を決定します。

※本年度の合議審査及び運営小委員会はウェブ会議形式（リモート）で行う予定ですが、詳細は決定次第お知らせします。

※公募に際して応募者から寄せられた質問に対するFAQを作成していますので、審査を始める前に必ずお目通しください。

※合議審査に関する内容と留意点は、本手引の別冊として合議審査の前に配布する予定です。

## 2-2 事前の選考及び書面審査について

### (1) 審査方法

事前の選考及び書面審査は、〔参考1〕「国際共同研究加速基金（国際先導研究）の審査における評価基準等」の「i 評価基準」の各要素に従って行ってください。

#### 【事前の選考】

事前の選考においては、5段階による総合評点を相対的な評価に基づいて付してください。この評点分布は、各審査区分別に採択予定件数に応じて設定します。各審査委員は、システムで示される評点分布に従って、評点を付してください。この際、総合評点の分布がシステム上の設定と一致しない限り、審査を終了できません。

なお、事前の選考では審査意見（コメント）の入力は不要です。

#### 【書面審査】

書面審査では以下の点に留意してください。

##### ① 「ヒアリングの可否」の付し方

書面審査における「ヒアリング可」の目安件数は、審査区分ごとに応募件数等に応じて設定します。各審査委員は、別途示される「ヒアリング可」の目安件数に従って、ヒアリングの可否を付してください。

##### ② 審査意見の記入について

書面審査においては、合議審査の議論の参考とするために、ヒアリングの可否に加え、研究課題に対する所見や、その評価に至ったポイント（応募研究課題の長所や短所など）をシステム上の「審査意見」欄に必ず記入してください。

また、研究代表者に開示する「審査結果の所見」は、この「審査意見」を参考に作成することになりますので、他の審査委員にその内容が適切に伝わるよう記入してください。

##### ③ 研究経費の妥当性について

研究経費の妥当性・必要性については、必ず研究計画の内容に照らして判断し、著しく問題がある場合はその内容に応じて「△」または「×」を付し、その理由を記入してください。ただし、実際の研究費の執行は各研究機関で定める規則等に従って行われるため、その規則等の妥当性にかかる事項は審査の対象外であることに注意してください（例：外国旅費・滞在費等の支給単価等）。

##### ④ 研究計画調書の「研究費の応募・受入等の状況」欄について

合議審査の際に参考とするための情報ですので、当該欄に記載されている内容は、書面審査の評価項目としては考慮しないでください。

##### ⑤ 研究計画調書の「人権の保護及び法令等の遵守への対応」欄について

研究計画の遂行において人権の保護や法令等の遵守が必要とされる研究課題については、関連する法令等に基づき、研究機関内外の倫理委員会等の承認を得るなど必要な手続き・対策等を行った上で、研究計画を実施することになります。このため、本欄に記載の内容は書面審査の評価項目としては考慮せず、手続き等に問題

があったとしてもその研究課題の評価を下げないでください。

なお、研究を実施するに当たり所定の手続き・対策等に不十分な点が見受けられるなど、研究機関に対してあらかじめ指摘が必要と考える場合には、その根拠を具体的にシステム上の「その判断に至った理由」欄に記入してください。採択された場合には、日本学術振興会から応募者が所属する研究機関に対して、所定の手続き・対策等を行うよう通知します。また、不採択であった場合でも、審査結果の開示において所定の手続き・対策等に不十分な点があった旨を表示します。

#### ⑥ researchmap 及び科学研究費助成事業データベース（KAKEN）の利用について

令和元(2019)年度の審査より、電子審査システムから researchmap 及び科学研究費助成事業データベース（KAKEN）の掲載情報を、直接リンクを張る形で必要に応じて参照できるようになりました。

改めて言うまでもありませんが、科研費の審査は研究計画調書に基づいて行うことが基本です。researchmap や KAKEN の利用は、研究計画調書に記載された内容を確認するためなど、補助的な使い方に留めてください。

また、以下の点に御留意ください。

- ・researchmap には、審査には関係が無い情報も登録されている場合もありますが、審査がそれらに影響されることのないようにしてください。
- ・応募者の情報が researchmap に未登録ないしは登録内容が不十分との理由で評価を下げることや、データベースの情報のみに基づいて評価することがないよう、注意してください。

## (2) 電子審査システムの利用について(事前の選考／書面審査共通)

事前の選考／書面審査の審査結果については全てシステムにより、入力します。

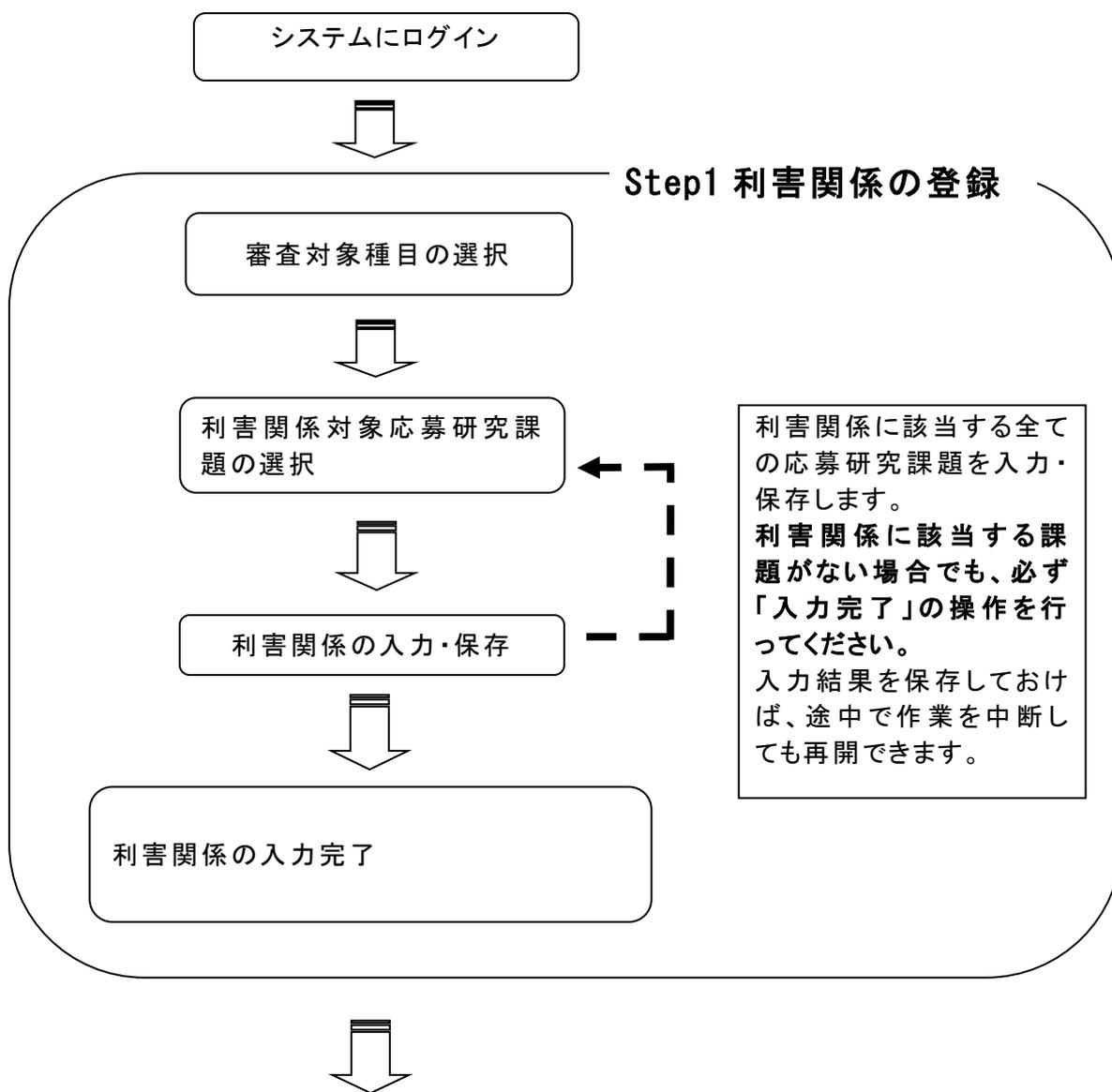
システムの利用に当たっては、同封の「ID・パスワード通知書」に示されたID・パスワードが必要となります。

○システムの操作と審査結果の入力について

i) システムの操作方法についての詳細は、「科研費電子申請システム（電子審査システム）審査委員向け操作手引（国際先導研究）」を参照してください。

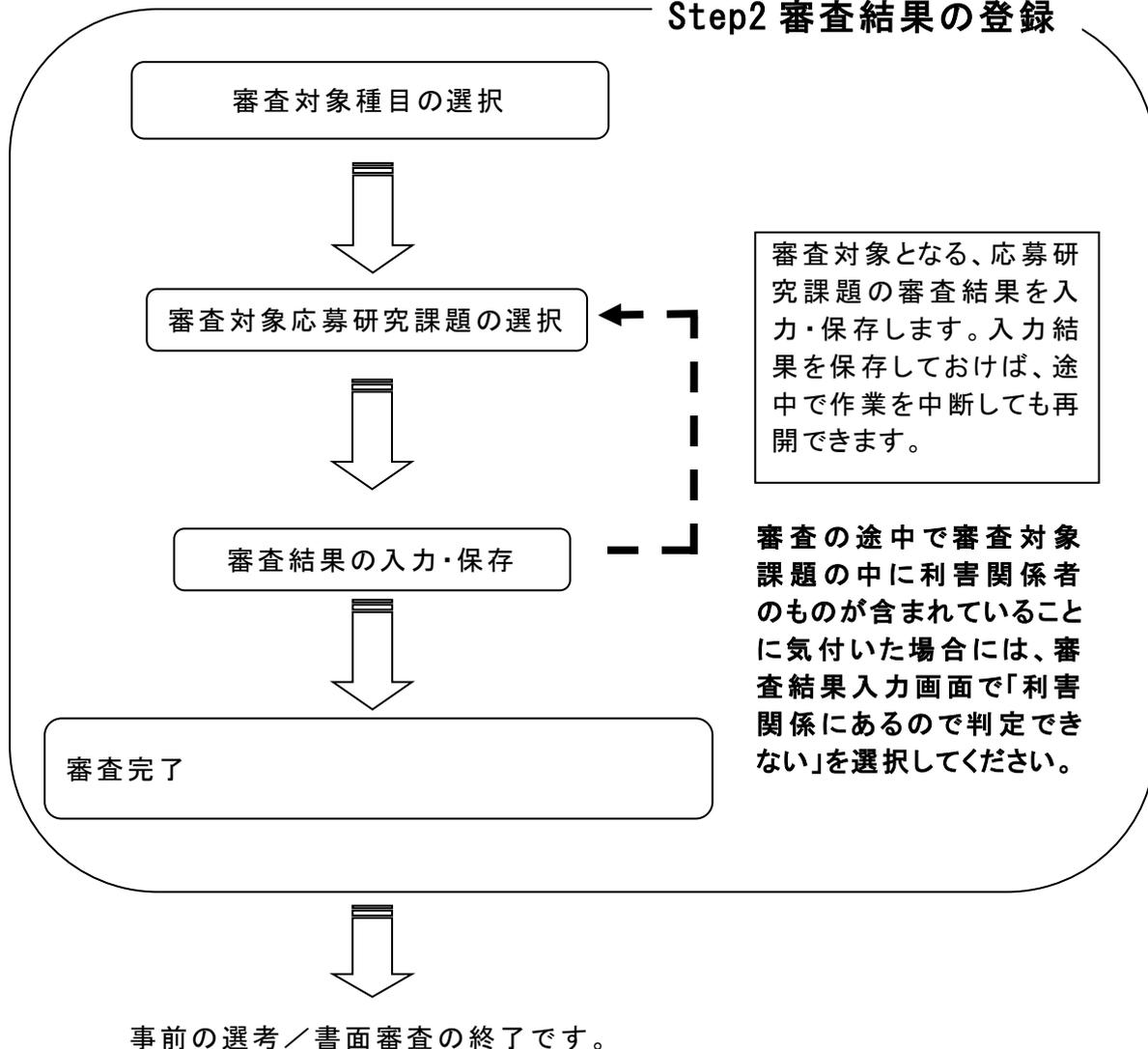
ii) 操作手順

主な操作手順は、以下の図のとおりです。



利害関係の登録が完了したら、Step 2  
(次頁)へ進んでください。

## Step2 審査結果の登録



### (3) 審査結果登録期限

事前の選考及び書面審査とも、別途ご案内します。

**【連絡先】**

※土曜日、日曜日、国民の祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く。

◆審査全般について

〒102-0083 東京都千代田区麹町5-3-1

独立行政法人日本学術振興会

研究事業部 研究助成第三課 国際科研費第二係

TEL 03-3263-1888

◆システムの操作方法について

コールセンター TEL 0120-556-739（フリーダイヤル）

※受付時間 9:30～17:30

## 2-3 合議審査について

### (1) 第1回合議審査(ヒアリング研究課題の選定)

総合審査においては第1回合議審査が重要な役割を持っています。優れたヒアリング研究課題を選定するため、個々の研究課題の学術的価値について議論を行ってください。この際、自身の意見を説明するに留まらず、お互いの意見に対する率直な議論を納得いくまで行った上で、小委員会としてヒアリング研究課題を選定してください。

特に、各審査委員の評価が分かれた研究課題の審査に当たっては、十分に議論を行ってください。

合議審査では、書面審査におけるヒアリングの可否及び審査意見を、審査委員名等とともに審査資料として事前に送付します。これらの資料、個々の研究計画調書及び審査意見書、海外レビューの結果を基に、合議によりヒアリング研究課題を選定します。

#### 【書面審査結果の扱い】

審査資料上、各研究課題は便宜的に書面審査の結果に基づいて並べられていますが、個々のヒアリングの可否についての評価結果はヒアリング研究課題を選定する主要な情報ではなく、飽くまで議論をスタートするために用いるものです。合議の場では他の審査委員の意見を踏まえて各審査委員が再考し、自らの書面審査結果にこだわらず、最終的な意見を述べてください。

### (2) 第2回合議審査(採択候補研究課題の選定)

第2回合議審査では、第1回合議審査で用いた資料に加えて、研究代表者等が作成する「追加説明資料」を基に、研究代表者等（3名以内）に対するヒアリングを実施します。審査委員は、書面審査の内容・第1回合議審査の内容・ヒアリングの内容を総合的に判断し、評価（「優先して採択すべきもの」に○を付す）を行ってください。

全ての課題に対するヒアリングの終了後、小委員会においても同様に、書面審査の内容・第1回合議審査の内容・ヒアリングの内容を総合的に判断し、合議により採択候補研究課題及び補欠研究課題を選定します。

#### 【不合理な重複や過度の集中に関する扱い】

選定した採択候補研究課題について、競争的研究費の不合理な重複や過度の集中が起こることなく、研究課題を十分に遂行しうるかどうかを、研究計画調書の「研究費の応募・受入等の状況」欄を参照して、判断してください。

また、単に、他の研究費制度（科学技術振興機構（JST）や日本医療研究開発機構（AMED）が実施している事業等）の助成対象となり得るという理由や、応募者が他の研究費制度による事業を実施中であるという理由だけで、評価を下げるといった不利益な取扱いをしてはいけません。

※WPIプログラムのような拠点形成型の競争的研究費は、科研費のような個々の研究課題に対する研究助成費とは異なる性質のものです。それらの事業においては、研究活動は科研費等の外部資金により実施することとされており、関係研究者の科研費への応募は、研究資金の不合理な重複や過度の集中には該当しません。

(参考) 「競争的研究費の適正な執行に関する指針」－抜粋－

(平成17年9月9日競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ(令和3年12月17日改正))

#### 不合理な重複・過度の集中の考え方

##### 「不合理な重複」：

同一の研究者による同一の研究課題(競争的研究費が配分される研究の名称及びその内容をいう。以下同じ。)に対して、複数の競争的研究費その他の研究費(国外も含め、補助金や助成金、共同研究費、受託研究費等、現在の全ての研究費であって個別の研究内容に対して配分されるもの。以下同じ。)が不必要に重ねて配分される状態であって、次のいずれかに該当する場合をいう。

- ① 実質的に同一(相当程度重なる場合を含む。以下同じ。)の研究課題について、複数の競争的研究費その他の研究費に対して同時に応募があり、重複して採択された場合
- ② 既に採択され、配分済の競争的研究費その他の研究費と実質的に同一の研究課題について、重ねて応募があった場合
- ③ 複数の研究課題の間で、研究費の用途について重複がある場合
- ④ その他これらに準ずる場合

##### 「過度の集中」：

同一の研究者又は研究グループ(以下「研究者等」という。)に当該年度に配分される研究費全体が、効果的、効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れないほどの状態であって、次のいずれかに該当する場合をいう。

- ① 研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合
- ② 当該研究課題に配分されるエフォート(研究者の全仕事時間に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合(%))に比べ、過大な研究費が配分されている場合
- ③ 不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合
- ④ その他これらに準ずる場合

### 3 審査終了後における審査関係資料の取扱いについて

審査終了後は、「研究計画調書」及び「ID・パスワード通知書」などは、次のように処理してください。

[研究計画調書、ID・パスワード通知書]

合議審査、審査結果の所見の作成を含む全ての審査業務が完了した後に、事務局から審査関係資料（研究計画調書、ID・パスワード通知書など）の返送を依頼しますので、それまでお手元にて保管をお願いします。

※書面審査の完了後も、所見作成などの審査業務が完了するまで、システム上で、研究計画調書及び審査意見書の閲覧・ダウンロード・プリントアウトが可能です。

# 参 考



## 1 国際共同研究加速基金（国際先導研究）の 審査における評価基準等

科学研究費助成事業（科研費）は、全ての研究分野にわたり、基礎から応用までのあらゆる学術研究を格段に発展させることを目的とするものです。配分審査にあたって、各審査委員は、応募研究課題について、この目的に大きく寄与するかどうかを適切かつ公正に判断することが求められます。

本研究種目では、審査区分として「人文社会系」「理工系」「生物系」の3系を適用します。審査方式は、審査委員全員が全ての研究課題について書面審査を行った上で、同一の審査委員が合議審査の場で応募研究課題について幅広い視点から議論により審査する「総合審査」を実施します。

この審査方式により、研究課題に対する深い理解と徹底した議論によって、その提案の独自性、創造性、実行可能性を多角的に見極め、優れた研究課題を見出すことができるよう、適切な評価を行ってください。

なお、応募件数が多数の場合は、全審査委員で書面審査を実施するのに適切な課題数に絞り込むために「事前の選考」（プレスクリーニング）を行い、5段階による相対的な総合評点を付すこととします。

書面審査では、各研究課題について、以下の個別の評価要素を考慮した上で、ヒアリングの可否を判断いただきます。合議審査では、書面審査結果を適切に勘案して議論を行い、ヒアリング研究課題を選定します。次に、ヒアリングの結果等に基づき、研究課題の採否及び研究費の配分額を決定します。

なお、審査の過程においては、専門分野に近い研究者が作成する審査意見書及び海外レビューの結果も活用してください。

審査にあたり、高い評価を与える研究課題は、必ずしも全ての個別要素において高い評価を得た研究課題である必要はありません。研究分野の特性など、学術研究の多様性に配慮しつつ、幅広く重要な研究を見だし、学術研究が進展するよう、適切な評価を行ってください。

また、利害関係にある研究者が研究組織に参加している応募研究課題（第8条参照）の審査は行わないでください。

## i 評価基準

### 〔評定要素〕

#### A. 国際共同研究の意義・必要性

- ・高い研究実績と国際ネットワークを有する研究者による応募であるか
- ・高いレベルで国際共同研究の発展が期待できる海外の共同研究者が参画しているか。役割や研究内容が明確で、その必要性が十分に示されているか。また、準備状況は適切か
- ・国際的な研究動向から見て、応募者グループの優位性を十分に発揮でき、国際的に高い評価を得る研究成果の創出が期待できるか
- ・将来的に国際的な研究コミュニティの中核を担う優れた研究者の育成が期待できるか
- ・研究期間終了後も国際的なネットワークの中核として継続することが期待できるか
- ・国際的に重要な学問分野の創成や、当該学問分野の飛躍的な発展・展開、当該学問分野を通じた世界的な課題解決への挑戦、が期待できるか

#### B. 研究計画の内容

##### (1) 研究課題の学術的重要性・妥当性

- ・学術的に見て、推進すべき重要な研究課題であるか
- ・研究課題の核心をなす学術的「問い」は明確であり、学術的独自性や創造性が認められるか
- ・研究計画の着想に至る経緯や、関連する国内外の研究動向と研究の位置づけは明確であるか
- ・本研究課題の遂行によって、より広い学術、科学技術あるいは社会などへの波及効果が期待できるか

##### (2) 研究方法の妥当性

- ・研究目的を達成するため、研究方法等は具体的かつ適切であるか。また、研究経費は研究計画と整合性がとれたものとなっているか
- ・研究目的を達成するための準備状況は適切であるか

##### (3) 研究遂行能力及び研究環境の適切性

- ・これまでの研究活動等から見て、研究計画に対する十分な遂行能力を有しているか。
- ・研究計画の遂行に必要な研究施設・設備・研究資料等、研究環境は整っているか。

#### C. 人材育成の適切性

- ・国際的に優れた研究環境や国際ネットワークの機能等を活用した人材育成計画が具体的に示されており、その効果が期待できるか
- ・研究組織内で有機的に連携した人材育成の仕組みとなっており、優れた研究者の育成が期待できるか
- ・若手研究者を、研究課題の遂行にとどまらず自立させるための取組が明確に示されており、その効果が十分に期待できるか

#### D. 研究機関の支援及び研究機関への還元方策の有効性

- ・大規模、長期間の国際共同研究を推進する上で十分な研究機関の支援が期待できるか

- ・若手研究者等が国際的な交流を行うに当たって効果的な研究機関の支援体制や支援内容が具体的に示されているか
- ・大規模、長期間の国際共同研究に係る研究遂行や人材育成等の経験を適切に還元し、研究機関の更なる国際化に貢献する方策が具体的に示されているか

### 【事前の選考における総合評点】

各研究課題について、上記 A～D の評定要素を考慮し、総合的な判断の上、以下の評点分布に従って、以降の審査に進める研究課題として優先度の高い順に評点「5」から5段階評価を行い、総合評点を付してください。

なお、「利害関係」にあたる研究課題の場合は「利害関係の理由」欄に理由を記入してください。

評点区分	評点分布
5	10%
4	10%
3	20%
2	20%
1	40%
利害関係があるので判定できない	—

### 【書面審査における審査意見の記入】

国際先導研究では、書面審査と合議審査を同一の審査委員が行いますが、合議審査での議論を深めるために、書面審査における審査意見は審査委員名とともに審査資料として提示します。

「審査意見」欄には、全ての研究課題について、当該研究課題の長所と短所を中心とした審査意見を記入してください。

## ii その他の評価項目

### 研究経費の妥当性

科研費の効果的・効率的配分を図る観点から、研究経費の妥当性・必要性について以下の点を考慮し、下記の評定区分により、評定をしてください。（「空白」以外の評定区分は、研究計画との整合性の観点から、各評定基準の記載内容に明らかに該当すると判断する場合。）また、本研究種目では応募額を最大限尊重した研究経費の配分を行う予定であり、充足率を100%に近い水準とする予定です。

なお、「△」又は「×」の評定をする場合は、その判断に至った根拠を具体的に「その判断に至った理由」欄に記入してください。

- ・研究経費の内容は妥当であり、有効に使用されることが見込まれるか。
- ・設備備品の購入経費等は研究計画遂行上真に必要なものが計上されているか。
- ・研究設備の購入経費、旅費又は人件費・謝金のいずれかの経費が90%を超えて計上されている場合には、研究計画遂行上有効に使用されることが見込まれるか。

評価区分	評価基準
(空白)	平均的な充足率であれば当該研究の遂行が可能である
△	研究計画の内容から判断し、充足率を低くすることが望ましい
×	研究経費の内容に問題がある

### iii 留意事項

#### (1) 「研究費の応募・受入等の状況」欄の取扱いについて

他の研究課題の応募・受入等の状況については、合議審査において「研究資金の不合理な重複や過度の集中にならず、研究課題が十分遂行し得るかどうか」を判断する際の参考とすることとしています。このため、書面審査においては考慮しないでください。

#### (2) 「人権の保護及び法令等の遵守への対応」欄の取扱いについて

研究計画の遂行において人権保護や法令等の遵守が必要とされる研究課題については、関連する法令等に基づき、研究機関内外の倫理委員会等の承認を得るなど必要な手続き・対策等を行った上で、研究計画を実施することとなります。このため、書面審査の評価項目として考慮する必要はありません。

なお、研究を実施するに当たり所定の手続き・対策等に不十分な点が見受けられるなど研究機関に対して予め指摘が必要と考える場合には、その考えに至った根拠を具体的に「その判断に至った理由」欄に記入してください。採択された場合には、応募者が所属する研究機関に対して所定の手続き・対策等を行うよう通知するとともに、不採択であった場合でも、審査結果の開示において所定の手続き・対策等に不十分な点があった旨を表示します。

また、「本項目に該当しない」又は「特段の問題はない（判断できない場合も含む。）」場合には、「その判断に至った理由」欄への記入は不要です。

## 2 科学研究費助成事業における審査及び評価に関する規程（抄）

平成29年8月28日  
独立行政法人日本学術振興会  
科学研究費委員会決定  
改正 令和4年4月15日

### 第1章 総則

#### （目的）

第1条 この規程は、科学研究費委員会（以下「委員会」という。）（別添1）において行う科学研究費助成事業に係る審査及び評価（以下「評価」という。）に関し必要な事項を定めることにより、その適正な実施を図ることを目的とする。

#### （用語の定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 研究課題 科学研究費（特別推進研究、基盤研究、挑戦的萌芽研究、挑戦的研究、若手研究（A・B）、平成30年度助成に係る公募以降の若手研究（以下「若手研究」という。）、研究活動スタート支援、奨励研究）、特別研究員奨励費及び国際共同研究加速基金の対象となる個々の研究をいう。
- 二 成果公開 研究成果公開促進費（研究成果公开发表、国際情報発信強化、学術図書、データベース）の対象となる個々の事業をいう。
- 三 審査委員又は評価者 委員会並びに独立行政法人日本学術振興会科学研究費委員会規程第8条、第10条及び第12条に定める部会、小委員会、運営小委員会に属する委員及び専門委員をいう。
- 四 被評価者 下記の者のうち、評価の対象となっている者を総称する場合をいう。  
（下記の者のうち審査の対象となっている者を総称する場合は「応募者」という。）
  - (1) 科学研究費（特別推進研究、基盤研究、挑戦的萌芽研究、挑戦的研究、若手研究（A・B）、若手研究、研究活動スタート支援、奨励研究）の研究課題の研究代表者
  - (2) 研究成果公開促進費（研究成果公开发表（研究成果公开发表（B）のうち、「ひらめき☆ときめきサイエンス～ようこそ大学の研究室へ～KAKENHI」（以下「ひらめき☆ときめきサイエンス」という。）を除く）、国際情報発信強化、学術図書、データベース）の成果公開の代表者
  - (3) 研究成果公開促進費（研究成果公开发表（B）のうち、「ひらめき☆ときめきサイエンス」の成果公開の実施代表者及び実施代表者の所属する研究機関の長（以下「実施代表者等」という。）
  - (4) 特別研究員奨励費の研究課題の研究代表者
  - (5) 国際共同研究加速基金の研究課題の研究代表者
- 五 審査意見書作成者 審査において、審査意見書の作成を依頼された、応募研究課題と専門分野に近い者をいう。
- 六 海外レビュー 国際共同研究加速基金（国際先導研究）の審査において海外レビューを行う海外の研究機関に所属する研究者をいう。
- 七 評価協力者 基盤研究（S）の研究進捗評価及び中間評価において、研究課題ごとに選定する、研究課題と専門分野に近い者をいう。

### (評価の種類)

第3条 評価の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

#### 一 審査(事前評価)

##### (1)「総合審査」

審査委員全員が全ての研究課題について、書面審査を行った上で、同一の審査委員が合議審査の場で各応募研究課題について幅広い視点から議論により審査を行う。また、必要に応じて、「総合審査」に先立ち、各研究課題について事前の選考を行うことができる。なお、特別推進研究、基盤研究(S)及び国際先導研究に係る補助金及び基金の配分については、審査に際して、ヒアリングを行う応募研究課題(以下「ヒアリング研究課題」という)を選定し、ヒアリングを行う。また、審査の過程においては審査意見書(国際先導研究においては、審査意見書及び海外レビューの結果)を活用する。

##### (2)「2段階書面審査」

各研究課題について、合議による審査を行わず、同一の審査委員が2段階にわたり、書面による審査を行う。

#### 二 研究進捗評価

#### 三 中間評価

#### 四 事後評価

### (評価の時期)

第4条 評価の時期は、次の各号に掲げるとおりとする。

#### 一 審査

応募書類の受理後、速やかに行う。

#### 二 研究進捗評価

第3章に定める時期に行う。(平成29年度助成以前に採択された特別推進研究及び基盤研究(S)の研究課題に限る。)

#### 三 中間評価

第4章に定める時期に行う。(平成30年度助成以降に採択された特別推進研究及び基盤研究(S)の研究課題並びに国際情報発信強化の成果公開に限る。)

#### 四 事後評価

第5章に定める時期に行う。(平成30年度助成以降に採択された特別推進研究及び基盤研究(S)の研究課題に限る。)

### (評価の方法)

第5条 評価は、学術的独自性や創造性、研究目的の明確さ等を考慮しつつ、次の各号に掲げる方法を組み合わせて行う。

#### 一 書面による評価

#### 二 合議による評価

#### 三 ヒアリングによる評価

#### 四 現地調査による評価

### (守秘の徹底)

第6条 評価の過程は、非公開とする。

2 審査委員(評価者)、審査意見書作成者、海外レビュー及び評価協力者(以下「評価者等」という。)は、評価の過程で知ることができた次の各号に掲げる情報を他に漏らしてはならない。

一 計画調書、研究進捗状況報告書、中間評価報告書、事後評価報告書及び自己評価書並びにそれらの内容(被評価者が情報提供に同意したものを除く。)

二 評価においてヒアリング又は現地調査対象の研究課題若しくは成果公開となっているかどうかに関する情報(被評価者に通知するまでの間)

三 評価者等の発言内容及び評価に関連して評価者等を特定できる情報(氏名、所属機関及び専門分野を含む)

四 評価者等が行う評点及びその集計結果

- 五 評価の結果(被評価者に開示されるまでの間)
  - 六 各部会、各小委員会、各運営小委員会に属する評価者等の氏名等(公表されるまでの間)
  - 七 その他非公開とされている情報
- 3 評価者等は、評価結果についての問い合わせに応じないものとする。
- 4 評価者等は、当該評価について不公正な働きかけがあった場合は、速やかに日本学術振興会研究事業部に報告しなければならない。

#### (研究者倫理の遵守)

第7条 評価者等は、評価の過程で知り得た他人の独自性のあるアイデア及び未発表の研究成果を自身の利益のために利用すること及び第三者に漏らすことは、研究者倫理及び社会的倫理に反するため、行ってはならない。

#### (利害関係者の排除)

第8条 評価に関する利害関係の排除の取扱いについては、次のとおりとする。

- 一 科学研究費、特別研究員奨励費、国際共同研究加速基金の場合
  - (1) 評価者等自身が研究課題の研究代表者又は研究分担者である場合は、評価に加わらないこととする。
  - (2) 評価者等が、研究課題の研究代表者又は研究分担者(国際共同研究加速基金(国際先導研究、国際共同研究強化(A)(B))においては、研究代表者が国際共同研究の実施を計画している海外共同研究者を含む。)との関係において、次に掲げるものに該当すると自ら判断する場合は、評価に加わらないこととする。
    - ① 親族関係もしくはそれと同等の親密な個人的関係
    - ② 緊密な共同研究を行う関係  
(例えば、共同プロジェクトの遂行、共著研究論文の執筆もしくは同一目的の研究会メンバーにおいて、緊密な関係にある者)
    - ③ 同一研究単位での所属関係(同一研究室の研究者等)
    - ④ 密接な師弟関係もしくは直接的な雇用関係
    - ⑤ 研究課題の採否又は評価が評価者等の直接的な利益につながると見なされるおそれのある対立的な関係もしくは競争関係

(中略)

#### (評価結果の開示等)

- 第9条 審査の結果の開示は、第13条に定めるとおりとする。
- 2 研究進捗評価の結果の開示及び公表は、第18条に定めるとおりとする。
  - 3 中間評価の結果の開示及び公表は、第23条に定めるとおりとする。
  - 4 事後評価の結果の開示及び公表は、第28条に定めるとおりとする。
  - 5 審査委員(評価者)及び評価協力者の氏名等は、評価終了後、一般に公開する。

## 第2章 審査（事前評価）

### （審査の方針）

第10条 審査は、平成15年11月14日科学技術・学術審議会決定「独立行政法人日本学術振興会が行う科学研究費助成事業の審査の基本的考え方」を踏まえ、次の方針により行うものとする。

#### 一 全研究種目共通の方針

- (1) 平成28年12月に内閣総理大臣決定された「国の研究開発評価に関する大綱的指針」の趣旨及び平成14年6月に文部科学大臣決定された「文部科学省における研究及び開発に関する評価指針」（最終改定 平成29年4月）に則り、厳正な審査を行う。
- (2) 研究課題及び成果公開は、各研究種目の目的、性格に即し、国内外の学術研究の動向に照らし特に重要なものを選定する。

研究課題の選定に当たっては、学術的独自性や創造性、研究目的の明確さ等を考慮するとともに、当該研究者の研究遂行能力をも厳正に評価し、研究成果が期待できるものを選定するようにする。その際、別添17「競争的研究費の適正な執行に関する指針」（平成17年9月（令和3年12月改正）競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）を踏まえ、研究資金の不合理な重複や過度の集中の排除についても十分配慮する。

なお、単に研究課題が他の研究費制度の助成対象となり得ること、あるいは、他の研究費制度による事業を実施中であることのみをもって、不利益な取扱いを行わないこととする。

また、成果公開の選定に当たっては、我が国の学術の振興と普及に資するとともに、学術の国際交流に寄与するものを選定するようにする。
- (3) 研究代表者が研究分担者ととも研究組織を構成する研究課題にあつては、研究組織の構成が適切であり、かつ、各々の研究分担者の果たす役割が明確であるものを選定する。
- (4) 採択した研究課題又は成果公開に対しては、その研究又は事業の内容に対応する必要な額を配分する。また、配分額は原則として10万円単位とする。
- (5) 特別推進研究及び基盤研究（応募区分「特設分野研究」を除く）の研究課題のうち研究期間が4年以上のもの又は若手研究（A・B）、若手研究の研究課題のうち研究期間が3年以上のものであつて、研究期間の最終年度に当たる研究課題の研究代表者が、当該研究の進展を踏まえ、研究計画を再構築することを希望して応募した研究課題（以下「研究計画最終年度前年度の応募課題」という。）については、当該科学研究費による研究のこれまでの成果を適切に評価した上で、他の新規応募研究課題と同等の扱いにより、厳正に審査を行う。
- (6) 研究課題及び成果公開の他の研究種目（応募区分）又は審査区分への移し換えはしない。
- (7) 相手方の同意・協力や社会的コンセンサスを必要とする研究課題又はアンケート調査等を行う研究課題については、人権及び利益の保護の取扱いについて十分配慮する必要がある。
- (8) ヒト遺伝子解析研究等（ヒトゲノム・遺伝子解析研究、特定胚の取扱いを含む研究、ヒトES細胞の樹立及び使用を含む研究、遺伝子組換え実験、遺伝子治療臨床研究及び疫学研究を含む研究）に係る研究課題については、法令等の遵守への対応に十分配慮する必要がある。

## 二 研究種目（応募区分）別の方針

（中略）

### (6) 国際共同研究加速基金

#### ① 共通事項

##### ア 各審査区分及び審査希望分野への配分方法

各審査区分及び審査希望分野にわたって調和を図るとともに、学術研究の実態に適合するようあらかじめ配分方式により算出した審査区分及び審査希望分野別の配分枠を設けるものとする。

新規応募研究課題に係る審査区分及び審査希望分野ごとの配分枠は、文部科学省から示される配分予定額をもとに、配分方式により算出した額とする。

##### イ 配分予定額の決定

採択候補研究課題の配分予定額については、基本的に研究種目ごとに定める充足率に従って決定するが、明らかに問題がある場合には、評価項目の一つである「研究経費の妥当性」の評価結果も踏まえ、総合審査においては合議審査、2段階書面審査においては1段階目の書面審査において査定する。この際、研究が十分遂行し得るよう配慮すること。

##### ウ 他の研究課題の受入・応募等の状況の取扱い

- a 帰国発展研究を除き、他の研究課題の受入・応募等の状況は、審査において「研究資金の不合理な重複や過度の集中にならず、研究課題を十分遂行し得るかどうか」を判断する際の参考とする。
- b 総合審査においては採択候補研究課題及び補欠研究課題、2段階書面審査においては応募研究課題について、研究計画調書の「研究費の応募・受入等の状況」欄を参照し、研究資金の不合理な重複や過度の集中に該当しないかどうかを確認する。
- c 応募研究課題を研究資金の不合理な重複や過度の集中に該当することを理由として不採択とする場合には、総合審査においては合議審査、2段階書面審査においては書面審査により決定する。

##### エ 補助事業完了理由書等の取扱い

研究が予想以上に進展し、継続研究課題の当初の到達目標をすでに達成したため、研究種目を変えて更なる研究発展を目指す場合に提出された補助事業完了理由書については、新たに応募された研究課題の審査を行う小委員会において、その内容を確認し適否を判断する。

当該小委員会において、その内容が不適切と判断された場合には、新たに応募された研究課題は審査の対象外とする。

#### ② 個別事項

（中略）

##### エ 国際先導研究

- a 高い研究実績と国際ネットワークを有する複数の日本側研究者及び、当該研究者数の3倍程度のポストドクター、大学院生（博士課程）による研究組織を構成し、海外の研究機関に所属する極めて優れた研究業績を有する研究者（海外の共同研究者）と共同して行う国際共同研究が中核をなす研究計画であって、国際的に高い学術的価値のある研究成果の創出のみならず、当該学術分野の更なる国際化、研究水

準の更なる高度化を図るための研究課題を選定する。

また、本研究種目を通じ、将来、国際的な研究コミュニティの中核を担う研究者の養成を図るため、研究組織のポストドクターや大学院生（博士課程）を海外の共同研究グループへ派遣・交流（2年～3年を中心とする）する計画を盛り込んだ研究課題を選定する。

- b 国際共同研究の中心的な役割を担うとともに研究者の育成を支援する研究種目であることから、研究構想の学術研究としての意義のみならず、国際共同研究としての先進性・将来性・優位性等について審査を行う。
- c 研究課題の研究期間は、原則として7年（最大10年間）とする。

#### （審査の実施体制）

第11条 委員会において行う審査は、独立行政法人日本学術振興会科学研究費委員会運営規則に定める部会、小委員会、運営小委員会において行うものとする。

#### （審査の方法）

第12条 審査の方法は、次のとおりとする。

（中略）

### 十四 国際共同研究加速基金（国際先導研究）

#### 〔研究課題の採択決定までの進め方〕

- ① 各小委員会は、総合審査（ヒアリングを含む）を行い、採択候補研究課題及び補欠研究課題を選定する。
- ② 運営小委員会は、審査区分ごとに選定した採択候補研究課題及び補欠研究課題について、合議により採択研究課題を決定する。

#### 〔各小委員会等における採択研究課題の決定までの進め方〕

- ① 審査意見書の作成及び海外レビュー  
書面審査、合議審査及びヒアリングの資料とするため、応募研究課題ごとに選定した3名程度の国内の審査意見書作成者に審査意見書の作成を依頼し、3名程度の海外レビューに書面による海外レビューを依頼する。  
審査意見書作成者は研究計画調書を基に別添16の各評定要素に着目し、意見を付す。また、海外レビューは研究計画調書（英語部分）を基に別添16のA～Cの各評定要素に着目して意見を付し、絶対評価で5段階の総合評点を付す。
- ① ヒアリング研究課題の選定
  - a 各小委員会に属する審査委員は、別添16の各評定要素に基づき、事前に研究計画調書、審査意見書、海外レビューの結果を基にヒアリングの可否について書面審査を行う。この際、海外レビューで付された評点が著しく低い応募研究課題は不採択とする。
  - b 各小委員会は、研究計画調書、審査意見書、海外レビューの結果及び書面審査の結果を基に、合議によりヒアリング研究課題を選定する。
  - c 各小委員会は、研究課題ごとに担当委員を決定する。
- ③ ヒアリングの実施  
各小委員会におけるヒアリングは次のとおり行う。なお、各小委員会は研究代表者に対して、事前に質問事項を提示することができる。
  - (a) 時間配分の目安
    - (ア) 研究代表者等から研究内容の説明…………… 10分
    - (イ) 質疑応答…………… 20分
    - (ウ) 審査結果の記載…………… 5分

- (b) 説明者  
研究代表者を含め3名以内
  - (c) 説明資料  
研究計画調書及び追加説明資料
  - (d) 参照資料  
審査意見書及び海外レビューの結果
- ④ 採択研究課題の選定
- a 各審査委員は、ヒアリングを行った研究課題について別添16の各評定要素に基づき採否について審査を行う。
  - b 各小委員会は、配分方式により算出した「配分枠」を基に、合議により採択候補研究課題を選定する。この際、「配分枠」の範囲内で多くの研究課題を採択するために、採択候補研究課題の充足率を著しく下げるなど、不適切な配分予定額の調整は避ける。  
なお、「配分枠」の範囲内では採択できないが、国際先導研究として採択すべき研究課題がある場合には、当該研究課題を補欠研究課題として選定することができる。
  - d 各小委員会は、採択研究課題及び補欠研究課題を決定するにあたり、他の研究資金との不合理な重複や過度の研究費の集中の可能性がないか考慮する。
  - c 運営小委員会は、各小委員会が選定した採択候補研究課題及び補欠研究課題について、配分総額の範囲内で、合議により採択研究課題を決定する。

#### 〔各研究課題への配分額の調整〕

各研究課題への配分額については、配分額に関する審査結果を踏まえた額とする。

(中略)

#### (審査結果の開示)

第13条 各審査委員の研究課題又は成果公開に対する審査結果が特定されないよう配慮した上で、以下のとおり、審査結果の開示を行う。

(中略)

### 十三 国際先導研究

採択された研究課題の研究代表者に対して、審査結果の所見を開示するとともに、審査結果の所見の概要を一般に公開する。

また、採択されなかった研究代表者に対して、各小委員会におけるおおよその順位を開示する。さらに、合議審査対象課題の研究代表者のうち、採択されなかった者に対して、上記と併せて、当該研究課題の審査結果の所見を開示する。

(以下略)



### 3 研究者が遵守すべき行動規範について

科学的知識の質を保証するため、また、研究者個人やコミュニティが社会からの信頼を獲得するためには、科学者に求められる行動規範を遵守し、公平で誠実な研究活動を行うことが不可欠です。日本学術会議「科学者の行動規範」（うち、I. 科学者の責務）や、日本学術振興会「科学の健全な発展のために－誠実な科学者の心得－」（特に、Section I 責任ある研究活動とは）の内容を理解し確認してください。

【日本学術会議「科学者の行動規範－改訂版－」（平成 25(2013)年 1 月 25 日）より抜粋】

#### I. 科学者の責務

(科学者の基本的責任)

1 科学者は、自らが生み出す専門知識や技術の質を担保する責任を有し、さらに自らの専門知識、技術、経験を活かして、人類の健康と福祉、社会の安全と安寧、そして地球環境の持続性に貢献するという責任を有する。

(科学者の姿勢)

2 科学者は、常に正直、誠実に判断、行動し、自らの専門知識・能力・技芸の維持向上に努め、科学研究によって生み出される知の正確さや正当性を科学的に示す最善の努力を払う。

(社会の中の科学者)

3 科学者は、科学の自律性が社会からの信頼と負託の上に成り立つことを自覚し、科学・技術と社会・自然環境の関係を広い視野から理解し、適切に行動する。

(社会的期待に応える研究)

4 科学者は、社会が抱く真理の解明や様々な課題の達成へ向けた期待に応える責務を有する。研究環境の整備や研究の実施に供される研究資金の使用にあたっては、そうした広く社会的な期待が存在することを常に自覚する。

(説明と公開)

5 科学者は、自らが携わる研究の意義と役割を公開して積極的に説明し、その研究が人間、社会、環境に及ぼし得る影響や起こし得る変化を評価し、その結果を中立性・客観性をもって公表すると共に、社会との建設的な対話を築くように努める。

(科学研究の利用の両義性)

6 科学者は、自らの研究の成果が、科学者自身の意図に反して、破壊的行為に悪用される可能性もあることを認識し、研究の実施、成果の公表にあたっては、社会に許容される適切な手段と方法を選択する。

※URL:<http://www.scj.go.jp/ja/scj/kihan/>

【日本学術振興会「科学の健全な発展のために－誠実な科学者の心得－」】

(日本語版(テキスト版)) (日本学術振興会「科学の健全な発展のために」編集委員会)

※URL:<https://www.jsps.go.jp/j-kousei/data/rinri.pdf>



## 4 国際先導研究 よくある質問とその回答 (FAQ)

### 【応募要件、研究組織の構成に関すること】

Q 1 研究代表者の応募要件にある「Top10%国際共著論文」であるかどうかは何を以て判断するのでしょうか。

A 1 Top10%国際共著論文であるかどうかは商用の論文データベースないし分析ツール等に基づいて判断することを想定していますが、具体的に使用するデータベース等やTop10%の定義の仕方(分野、対象年、調査日等)は応募者の判断で選定・選択し、審査委員がTop10%国際共著論文であると認識できるエビデンス(画面のキャプチャ等を応募書類に図として貼り付ける想定です)とあわせて応募書類に記載してください。また、国際共著の相手方は今回の応募における「海外の共同研究者」でなくても構いません。なお、エビデンスの提示がない場合やTop10%の定義が著しく恣意的な場合は、審査において応募要件を満たしていないと判断される可能性があります。

Q 2 Top10%国際共著論文という考え方が浸透していない分野なのですが、「高い研究実績と国際ネットワークを有する日本側研究者」であるかどうかはどのように判断するのでしょうか。

A 2 Top10%国際共著論文という考え方が浸透していない分野の場合には、当該分野で「高い研究実績と国際ネットワークを有する日本側研究者」とであると認識される業績や成果等をエビデンス(その業績や成果等が実在することを示すもの)とあわせて応募書類に記載してください。審査において応募要件を満たしているかどうかを含めて判断することになります。なお、ウェブ上で公表されている情報をエビデンスとする場合でも、単にURLを示すのではなく、画面キャプチャ等のエビデンスを貼付してください。

Q 3 国際的に卓越した研究成果として、例示されている「責任著者となっている被引用数Top10%国際共著論文」や「大型国際共同研究プロジェクトの代表者の経験」、「海外で刊行され国際的に評価されている優れた学術書の著者」以外の業績や成果等を挙げても良いでしょうか。

A 3 国際的に卓越した研究成果について、分野の特性に応じて、当該分野で「高い研究実績と国際ネットワークを有する日本側研究者」とであると認識される業績や成果等を挙げていただくことは可能です。審査において応募要件を満たしているかどうかを含めて判断することになります。

Q 4 5年後に定年退職を迎える予定ですが、国際先導研究に応募することは可能でしょうか。また、7年未満で応募することはできるのでしょうか。

A 4 7年未満の計画で応募することはできません。応募に当たっては7年以上研究を継続できることが基本です。このため、退職後も科研費の受給資格を有し、研究の継続が見込

めるのであれば、計画期間中に定年退職が予定されていても応募することは可能です。

Q 5 研究期間が長期にわたるため、研究代表者や海外の共同研究者の交替が見込まれますが、途中で交替する計画とすることは可能でしょうか。

A 5 基本的には、応募時の研究代表者や海外の共同研究者が研究期間中の研究を実施することを想定していますが、研究代表者が欠けるなど、何らかの不可抗力により研究代表者や海外の共同研究者の交替が必要な場合は、中間評価等において変更後の体制での研究継続の可否を判断することを予定しています。

Q 6 20名から40名の研究チームを構成することが求められていますが、これよりも少ない場合、あるいは多い場合に応募は受け付けられるのでしょうか。

A 6 20名から40名で構成する日本側研究チームによる応募を想定していますが、研究分野によって最適な研究チームの構成人数は異なることも考えられますので、20名未満あるいは40名を超える研究チームによる応募も受け付けます。その上で、適切な研究チームの構成となっているかを含めて審査を行うこととなります。なお、この人数には海外の共同研究者やその研究グループは含まれません。また、この20～40名以外の研究協力を置くことは差し支えありません。

Q 7 日本側研究チームに参画するのは1研究機関からの研究者のみでよいか、それとも複数研究機関からの研究者で構成する必要がありますか。

A 7 1研究機関でも複数研究機関（数は問いません）でもどちらでも構いません。なお、1研究機関の研究者のみで構成される研究チームの場合でも、研究チームには必ず研究分担者を含めてください。

Q 8 日本側研究チームに参画するポストドクター・大学院生は日本の国籍を持つ者でないといけないのでしょうか、留学生でもよいのでしょうか。

A 8 日本側研究チームに参画するポストドクター・大学院生については、留学生・日本人の制限はありませんが、「将来、我が国を担い国際的な研究コミュニティの中核を担える研究者の養成にも資する」という観点から派遣対象者・交流に係る計画を立案ください。

Q 9 一時的な日本側研究チームへの参画人数の増減は許容されますか。

A 9 この参画人数には大学院生も含まれており、研究期間も長期にわたることから、採択後に当初の想定から一時的に異なっても構いませんが、その場合でも応募課題の遂行に支障が出ないような方策を採ってください。

Q 10 若手研究者の派遣計画を立てる上で固有名を書き込む必要があるのでしょうか。3年後、5年後の派遣者を今から構想することはできません。

A 1 0 指摘の点のほか、ポストドクターを採択後に募集・採用するケース等も含め、応募時点では固有名を全て挙げるのが困難なことが想定されますので、固有名については応募時点で可能な範囲で具体的に記載いただくことを予定しています。

Q 1 1 研究協力者には、ポストドクター、大学院生（博士課程）以外はなれないのでしょうか。

A 1 1 ポストドクター、大学院生（博士課程）以外の方も20名から40名の日本側研究チームとは別に、研究協力者として研究に参画していただくことは可能です。

Q 1 2 研究代表者、研究分担者に国籍の条件はあるのでしょうか。

A 1 2 科研費の応募資格を有していれば、国籍問わず研究代表者、研究分担者となることが可能です。

#### 【応募書類、研究内容に関すること】

Q 1 3 国際共同研究の枠組みとして、研究計画調書にはどのようなことを記載することが求められるのでしょうか。

A 1 3 研究計画調書には、①応募者による国際共同研究の実績・経験、②応募領域・分野等の国際的な状況、③応募領域・分野等の先進性・将来性、④応募者グループの優位性、⑤応募者グループが担う役割や世界の学術への貢献可能性、⑥海外の共同研究者の役割と研究力、⑦大規模かつ長期間の支援の必要性・重要性・緊急性、⑧国際共同研究に向けた準備状況、⑨ポストドクター等の若手研究者の参画へ向けた取組 等、といったことを記載いただく予定です。

また、「国際共同研究加速基金(国際先導研究)の創設について」([https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/35\\_kokusai/05\\_sendou/data/sendou\\_sousetsu.pdf](https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/35_kokusai/05_sendou/data/sendou_sousetsu.pdf)) P10 でお示ししておりますとおり、英語での記載を求める応募書類もあります。詳細は3月に発出予定の公募要領を必ずご確認ください。

Q 1 4 研究内容は、「高い実績と国際ネットワークを有する日本側研究者」であることを示すために研究計画調書に記載したエビデンスに関連する内容である必要があるのでしょうか。

A 1 4 エビデンスは高い研究実績と国際ネットワークを有するか確認をするためのものであり、必ずしもエビデンスに関連した研究内容とする必要はありません。また、研究内容に制限はありません。

Q 1 5 Letter of Intent としてどのようなものを準備すれば良いのでしょうか。

A 1 5 応募時に国際共同研究に参画する主な海外の共同研究者1～3名が作成・署名したLetter of Intent を提出する必要があります。記載内容としては、①当該国際共同研究の

概要と自身の役割及びその具体的内容、②応募者と国際共同研究を行うモチベーション、③当該国際共同研究に向けた準備状況（研究資金や研究スペース、研究者の受入・派遣、施設・設備の利用許可等のサポート体制など）、④海外の共同研究者の CVなどを記載いただき、海外の共同研究者本人のサインを求める予定です。詳細は3月に発出予定の公募要領を必ずご確認ください。

**【若手研究者（ポストドクター、博士課程学生）の参画に関すること】**

Q 1 6 「国際共同研究加速基金(国際先導研究)の創設について」([https://www.isps.go.jp/j-grantsinaid/35\\_kokusai/05\\_sendou/data/sendou\\_sousetsu.pdf](https://www.isps.go.jp/j-grantsinaid/35_kokusai/05_sendou/data/sendou_sousetsu.pdf)) P6では「ポストドクター、大学院生（博士課程）の海外の共同研究者のグループへの派遣・交流（2年～3年を中心とする）に係る計画」を必ず盛り込むこととしていますが、派遣後の日本側の体制等を考慮すると研究活動に支障が出る可能性があります。その場合でも派遣は必ず実施する必要がありますか。

A 1 6 本研究種目の趣旨でもある世界と戦える優秀な研究者を育成するためには、若手研究者をできるだけ長期間海外に派遣し、様々な研さんを積む機会を提供することが重要です。そのため、可能な限り当該計画を盛り込んでいただく必要があります。

なお、派遣・交流期間中の一時帰国まで妨げるものではなく、また、本種目の研究費から日本側の体制の維持に必要な研究協力者を雇用するための経費を支出することも可能ですので、こういったことも踏まえつつ、派遣・交流計画を立案してください。

Q 1 7 応募要件にあるポストドクターの定義は何か。特任助教や特任准教授を含めてもよいでしょうか。

A 1 7 応募要件にある「ポストドクター」は、職位等の名称で判断するのではなく、常勤の研究職に就いていない若手研究者を想定しています。例えば、博士の学位取得後8年未満（育児等で研究を実施できなかった期間は除外）の方や39歳以下で博士号未取得の方を対象として考えてください。また、研究代表者、研究分担者の所属機関以外に所属する方も参画できます。

Q 1 8 研究分担者として参画するポストドクターは、研究協力者として参画するポストドクターにもカウントしてよいでしょうか。

A 1 8 研究分担者として参画するポストドクターの方は研究分担者としてカウントして、研究協力者には含めないでください。また、その方は研究分担者の役割を果たす前提で研究計画を立案してください。

Q 1 9 研究代表者が長期海外渡航することは可能でしょうか。また、ポストドクターを研究分担者とし、そのポストドクター自らを長期海外派遣するような研究計画を立案してよいでしょうか。

A 1 9 研究代表者や研究分担者の海外渡航は、渡航中に科研費の受給資格を喪失せず、かつ研究計画が効果的に遂行できるのであれば長期の海外渡航も認める予定です。ただし、その場合でも若手研究者の長期派遣を計画に含めていただく必要があります。また、研究分担者となるポストドクターも一年を超えて海外渡航を行うことが可能です。

Q 2 0 参画した若手研究者は全て海外に渡航する必要があるのでしょうか。

A 2 0 参画している全ての若手研究者に海外に渡航することを求めているものではありません。若手研究者が自立して研究ができるような支援と組み合わせて最適な人材育成計画を構築してください。

Q 2 1 他機関に所属するポストドクターをこの経費で派遣することは可能でしょうか。

A 2 1 所属先機関の側で差し支えがなければ可能です。実際に派遣するに当たっては、所属先の研究機関、派遣先の研究機関等と十分に調整するようにしてください。

Q 2 2 大学院生（博士課程）の場合2～3年の渡航は現実的でないですが、より短期の渡航ないしリモートを取り入れた計画でも問題ないでしょうか。

A 2 2 その場合においてもできるだけ長期に海外に渡航し様々な経験を積み重ねることが重要ですが、状況に応じて短期、中期の渡航や複数回の渡航などを織り交ぜた計画とすることは差し支えありません。また、研究遂行の効率化のためにリモートを利用して国際共同研究を行うことは考えられますが、本種目では人材育成の観点から実際に若手研究者が現地を赴いて研究経験を積むことが重要と考えていますので、若手研究者が関与する部分は可能な限り渡航を中心として研究計画を立案してください。

Q 2 3 若手研究者として修士課程の大学院生は参画できないのでしょうか。

A 2 3 「日本側研究チーム」の構成員としては、ポストドクター及び博士課程の大学院生のみを研究協力者として位置づけてください。なお、修士課程の大学院生をそれ以外の研究協力者として本研究種目の研究費を活用して海外等に派遣することを妨げるものではありません（ただし、研究課題の遂行とは無関係の教育目的での派遣は認められません）。

Q 2 4 他の経費で雇用している若手研究者を参画させることが可能でしょうか。

A 2 4 他の経費で雇用されている若手研究者を、本研究種目で構築する日本側研究チームに含めることは、他の経費側での制約が無ければ可能です。

#### **【海外の共同研究者に関すること】**

Q 2 5 海外の共同研究者として参画してもらうにあたり、何か条件等はあるのでしょうか。

A 2 5 海外の共同研究者は海外の研究機関に所属していて、応募研究課題で実施予定の

国際共同研究を日本側研究者と共に遂行することに同意している必要がありますが、日本側の応募要件のような制約はありません。海外の共同研究者が国際的に極めて優れた研究業績を有するかどうかは、海外の共同研究者に提出してもらう **Letter of Intent** に含める **CV** を参照しつつ審査の中で判断します。なお、海外の共同研究者（及びそのグループの研究者）は科研費の応募資格を有しないため科研費の制度上における研究協力者としての参画となり、研究分担者としての参画（分担金の配分）はできません。

Q 2 6 海外の共同研究者の資金の分担を前提としていますが、マッチングファンドなどは具体的にどの程度準備してもらう必要があるのでしょうか。

A 2 6 本件研究種目における海外の共同研究者の重要な役割の一つは日本側のポストドクター・大学院生を受け入れて国際共同研究を進めることであり、そのための環境整備等を含め、資金の分担には、例えば受け入れた日本側研究者の研究スペースの確保や施設・設備使用の便宜といった現物支給的な負担を含めて様々なケースが想定されます。このため、ここでいう資金の分担のためにいわゆるマッチングファンドのようなキャッシュを必ずしも用意してもらう必要はありません。海外の共同研究者が負担するコストに基準は設けませんので、海外の共同研究者が研究計画を実施するに当たって必要な規模を想定して準備してください。

Q 2 7 海外の共同研究者の所属研究機関と事前に調整しなければならないことはあるのでしょうか。

A 2 7 採択前の段階でできることは限られるかもしれませんが、日本側研究者の受入に必要な準備や、国際共同研究の成果（特に知財関係）の帰属の問題などについて、海外の共同研究者の所属機関と応募にあたって調整が必要な場合がありますので、海外の共同研究者と事前によく相談の上、必要な調整を随時行ってください。

Q 2 8 海外の共同研究者がマッチングファンドを将来的に獲得する前提の研究計画の場合、当該ファンドが取れないと研究課題の中止等があり得るのでしょうか。

A 2 8 その場合、直ちに研究課題を廃止する必要はありませんが、代替手段を含め研究計画の遂行のために必要な方策をとってください。海外の共同研究者の負担状況等は中間評価で確認しますが、その段階で、代替手段等の必要な方策を含め研究計画の実施に支障があったと評価された場合は研究課題の廃止等の判断もあり得ます。

Q 2 9 海外の共同研究者は複数名参画してよいのでしょうか。また、その研究グループの人数等は日本側と同程度（20～40人）としなければならないのでしょうか。

A 2 9 海外の共同研究者の参画人数や所属研究機関数に制約はありませんが、**Letter of Intent** を提出できるのはその中で3名以内とします。また、その構成（所属機関・職位等）や海外の共同研究者と共に参画する海外の研究者の人数・年齢等について条件はありません。

るので、効果的に国際共同研究が遂行できる体制としてください。

Q 3 0 海外の共同研究者やその研究グループから日本側の研究機関に若手研究者を受け入れなければならないのでしょうか。また、そのための経費はこの種目で支払ってよいでしょうか。

A 3 0 必須条件ではありませんが、双方向の人的交流を行うことが当該研究コミュニティの将来を担う研究者の育成に資することも想定されます。経費の執行に関しては、他の科研費と同様、研究課題の遂行に直接必要な経費であれば支出可能です。

Q 3 1 経済安全保障等の観点から、海外の共同研究者の所属国として不適切な国などはありますか。

A 3 1 本種目に限らず、科研費の研究課題の実施にあたっては、研究機関における研究インテグリティの確保や安全保障貿易管理（海外への技術漏えいへの対処）、国際連合安全保障理事会決議第 2321 号の厳格な実施について留意いただいています（詳細は公募要領を参照ください）。海外の共同研究者の選定や実際の国際共同研究の実施にあたっても、これと同様の留意が必要です。

#### **【研究機関の支援に関すること】**

Q 3 2 研究機関の支援としてどの程度のことが求められるのでしょうか。

A 3 2 この研究種目はあくまで個人で行う研究活動を支援するものですが、国際共同研究を円滑に進めるためには研究機関の積極的な協力が不可欠です。具体的には、海外における研究費の適切かつ円滑な執行支援、知的財産権の取扱いの調整、ポストドクターや大学院生（博士課程）の派遣の事務手続き、海外の研究者を受け入れる体制や環境の整備、研究機関同士の協定の締結、その他国際共同研究を円滑に実施するための独自の支援等が効果的に行われることが期待されます。また、ここでいう研究機関とは主に研究代表者及び研究分担者の所属機関を想定していますが、派遣する研究協力者がそれとは別の機関に所属している場合は、その所属機関を含めても構いません。なお、海外の共同研究者の所属機関は含みません。

Q 3 3 研究機関の支援についての申請内容は研究機関が作成すべき、ないし機関のコミットメントのような形で掲示すべきでしょうか。また、支援のレベルは機関レベルや学科レベルなど、何か指定はありますか。

A 3 3 ここでいう機関の支援はA 3 2のような内容を想定していますが、応募書類においてはあくまで応募者の研究計画に関連して、現状、ないし採択時に見込まれる支援内容を応募者の立場で記載いただく想定です（必要に応じ、応募前に所属機関に見込まれる内容を確認してください）ので、所属機関に作成いただく、ないしレター等を作成いただくものではありません。また、支援のレベルは問いません。

Q 3 4 研究機関の支援としては、どのような点が評価されるのでしょうか。

A 3 4 国際先導研究の審査は、4つの評定要素〔A. 国際共同研究の意義・必要性（種目の趣旨・対象と応募内容との合致性）、B. 研究計画の内容に関する評定要素、C. 人材育成の適切性、D. 研究機関の支援及び研究機関への還元方策の有効性〕に基づいて総合的に判断されます。研究機関には、応募課題が採択された場合に、当該国際共同研究の効果的な実施が見込まれるような適切な支援が期待されます。

Q 3 5 評定要素にある「研究機関への還元方策」に関して、具体的にどのようなことがあるのでしょうか

A 3 5 国際共同研究の実施にあたってのノウハウや経験（海外の共同研究者ないしその所属機関の国際共同研究の実施体制、事前交渉の内容やその過程、知財の取り扱い、日本からの派遣者の受入や海外の研究者の受入に必要な準備、等）について、研究代表者等の周囲だけではなく、その所属研究機関内で共有することを想定しています。これらに限らず、本研究課題の遂行によって、研究機関の国際化に資する事項があれば何でも含まれます。

#### 【審査に関すること】

Q 3 6 審査はどのように行われるのでしょうか。

A 3 6 応募件数が多数の場合には事前の選考を実施した上で、審査意見書や海外レビュー結果等を参考にして、書面審査及び合議審査、ヒアリング審査を経て、採択課題を選定することを予定しています。

Q 3 7 海外レビューはどのように行われるのでしょうか。

A 3 7 応募課題の内容に応じて海外の研究機関に所属する研究者（海外レビューア）を選考し、研究計画調書の一部（英語部分）を基に国際的な視点で応募課題の長所・短所について審査意見を徴収するとともに総合評点を付していただく予定としています。なお、国際的な視点での審査という観点から、海外レビューで著しく低く評価された場合には不採択となります。

#### 【その他】

Q 3 8 研究費とは別に措置される「環境整備に係る経費」や「スタートアップ経費」は間接経費のように研究機関に措置されるのでしょうか。

A 3 8 いずれの経費もその研究課題の実施に必要な経費として措置する予定ですので、研究代表者に対して配分します。

詳細については検討中ですが、「環境整備に係る経費」は日本側研究チームのスタートアップ経費として、研究を開始するために必要な研究室の整備に係る費用等を想定しています。また、「スタートアップ経費」については、研究期間内にテニユア職の研究者（テニユ

アトラックを含む)として研究機関に採用されたポストドクターを研究分担者として追加していただき、分担金として配分することを想定しています。

Q 3 9 研究費とは別に措置される「環境整備に係る経費」や「スタートアップ経費」は、どのような形式でどの程度の金額が交付されるのでしょうか。

A 3 9 本研究種目では、研究費とは別に「環境整備に係る経費」や「スタートアップ経費」を措置する予定としておりますが、金額規模や使途、配分方法等は現在検討中です。詳細については採択された研究代表者に別途お知らせします。

Q 4 0 研究計画調書の中に「環境整備に係る経費」や「スタートアップ経費」の内容を含める必要があるのでしょうか。

A 4 0 研究費とは別途措置する予定ですので、「環境整備に係る経費」や「スタートアップ経費」を研究計画調書の中に記載する必要はありません。また、研究費の積算に含める必要もありません。

Q 4 1 コロナ禍の影響を考慮して応募内容を準備する必要があるのでしょうか。

A 4 1 本研究種目は7年間にわたる長期の研究計画を求めています。研究期間を通じてコロナ禍の影響を見通すことは困難な部分もありますので、応募時点において見通せる範囲で考慮して応募内容を準備してください。なお、審査においては、コロナ禍の影響を過度に考慮しないように注意を促す予定です。

Q 4 2 日本学術振興会の国際交流事業とは重複応募可能でしょうか

A 4 2 これに限らず、他の研究費等との重複応募は他の研究費等の側で制約がなければ可能です。その上で、競争的研究費については「不合理な重複・過度の集中」にあたらないことを確認した上で応募してください。

Q 4 3 研究代表者や研究分担者の長期渡航に際して、国際共同研究強化(A)で計上可能としている代替要員確保のための経費を計上することは可能でしょうか。

A 4 3 本種目は研究代表者や研究分担者の渡航を要件とするものではないため、国際共同研究強化(A)で計上可能としている「代替要員確保のための経費」は計上できませんが、バイアウト経費の活用が可能です。教育業務に係る代替が必要な場合はバイアウト経費の活用をご検討ください。

Q 4 4 研究経費の使途の内訳に関して、例えば半分以上を渡航費に使わなければならないなどの制約はありますか。

A 4 4 特に使途の内訳に制約を設ける予定はありません。各経費のバランスは研究計画の内容に応じて適切に設定してください。

(2月28日追加分)

Q 4 5 研究開始当初に参画していなかったポストドクター等を研究協力者として海外に派遣することは可能でしょうか。その際、特段の手続き等は必要でしょうか。

A 4 5 可能です。通常の研究協力者と扱いは同じですので、特段手続き等は必要ありません。

Q 4 6 「大型国際共同研究プロジェクトの代表者の経験」について、「大型」の定義や、さかのぼっていつ頃の経験までが該当するかといった制限はありますか。

A 4 6 研究分野や研究内容等によって「大型」の規模は変わりますので、特に定義していません。ご自身の研究分野における状況を踏まえて判断してください。経験した時期についての定めはありません。

Q 4 7 「高い研究業績と国際ネットワーク」について、要件として Top10%国際共著論文を示すことが求められているが、高い研究業績として国際共著ではない Top1%論文を提示し、国際ネットワークを持つこととして Top10%論文ではない国際共著論文を提示してもよいか。

A 4 7 Top10%国際共著論文以外のものが提示された場合は、それが応募要件を満たすかどうかを審査の中で個別に判断します。なお、Top10%国際共著論文以外のエビデンスを示す際は、それが複数になっても構いませんが、分量は規定のページ数以内となるようにしてください。

(3月18日追加分)

Q 4 8 応募の際に海外の共同研究者との共同研究を立案するにあたって、相手国に入出国の制限等が出されている場合は、入出国が可能になった状況を想定した研究計画で応募内容を調整する必要があるか。

A 4 8 本研究種目では7年間にわたる研究計画を求めています。研究期間を通じて相手国の状況等を見通すことは困難な部分も含まれますが、可能な限り応募時点における相手国の入出国の制限等の状況を踏まえ、見通しを立てた上で海外の共同研究者と若手研究者の海外長期派遣計画を具体的に調整した応募内容を準備してください。なお、審査においては、準備状況も含めて国際共同研究の意義・必要性、研究計画の実現可能性に基づいて総合的に判断されます。

(4月21日追加分)

Q 4 9 公募要領12頁の「常勤の研究職」はフルタイムの研究職という意味でしょうか。

A 4 9 ここでいう「常勤の研究職」は、いわゆる教授・准教授・助教等のパーマネントポジションやテニユア職といった、任期の定めのない職のことを想定しています。フルタイムかパートタイムか、といった勤務形態の違いは問いません。